

平成30年1月19日

国税庁次長 殿

農林水産省消費・安全局長 殿

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

消費者庁次長

(公印省略)

「食品表示基準について」の一部改正について

アレルゲンを含む食品の表示については、「食品表示基準について」（平成27年3月30日消食表第139号消費者庁次長通知）の「別添 アレルゲンを含む食品に関する表示」において、「特定原材料に準ずるもの」を使用しているか否かを表示することが望ましいとしてきたところです。

今般、当該表示方法等を明確にし、アレルギー疾患を有する者の正確な判断に資するため、本通知の一部を改正しました。

また、食品表示法（平成25年法律第70号）施行後における事業者等からの問合せを受け、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の解釈を本通知において明確化すべきと判断した点等についても、併せて別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。